

令和7年度 沖縄支部事業計画（案）

令和6年度第3回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和7年1月16日)

後発医薬品の使用促進その他の保険者としての機能を発揮するための取組

(令和7年度 支部事業計画 概要)

47沖縄

支部

項目	主な取組
ジェネリック医薬品の使用促進	
ジェネリック医薬品	■各種広報誌掲載による普及啓発や、新規適用事業所や健康保険委員研修会等でのジェネリック希望シール及びリーフレットを配布する。各種セミナーや健康イベント、公共機関、銀行等でポスター掲示を行い、周知啓発を図る。 ■医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。
その他の保険者機能を発揮するための取組	
特定健診実施率等の向上・医療費適正化等	■特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上 生活習慣病予防健診について、実施済みの自己負担の軽減・付加健診の対象年齢拡大をもとに関係機関と連携した受診勧奨を行う。また、特定保健指導外部委託の推進、健診当日に特定保健指導ができる健診機関の拡大に努める。 ■医療費適正化 不正の疑いが生じた案件は、保険給付適正化プロジェクトチームで内容を精査し、立入調査を実施するなど厳正に対応する。また、被扶養者資格再確認にかかるリスト未提出事業所に対し、電話・文書等での勧奨を強化する。
分析・調査研究	■医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ■データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部が主催する統計分析研修等を積極的に受講するとともに、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。
広報・意見発信 (定期広報以外)	■健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。また、支部で実施した医療費分析等の結果については、エビデンスに基づく効果的な意見発信として、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信としても活用する。 ■支部広報計画に基づき、健康づくりサイクルの定着やコラボヘルスをはじめ、インセンティブ制度、健康づくりや給付に関する各種手続き、制度改正等、加入者に広く周知すべき情報をタイムリーに発信する。
その他の取組 (支部独自の取組等)	■コラボヘルス事業の推進 包括的連携協定を締結している5者(県、労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ)にて連携のうえ、健康経営宣言を全県的に普及させるための活動を推進する。また、健康経営セミナーの開催や被扶養者の健診受診率向上を図るため、支部長・事業主の連名による受診勧奨文書を被扶養者に送付する「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を実施するとともに、沖縄県薬剤師会と連携した「事業所で取り組む禁煙サポート事業」も実施する。

令和7年度 事業計画（沖縄支部）

*重要度:高 国の施策に関係（寄与）する項目

*困難度:高 使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、合理的に判断できる項目

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	(1) 健全な財政運営 ①中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ②今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ③医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(2) 業務改革の実践と業務品質の向上

①業務処理体制の強化と業務改革の徹底

- i) 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ii) 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を実施するとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

②サービス水準の向上

- i) すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード：10日間)を遵守する。
- ii) 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- iii) 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会について的確に対応する。
- iv) 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023(令和5)年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする

2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。

3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③現金給付等の適正化の推進

i) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。

ii) 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT(支部内に設置)において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。

iii) 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

iv) 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。

v) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

vi) 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書等での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

vii) これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性について本部主催の管理者・担当者に対する業務研修等を通じ高めていく。

④レセプト内容点検の精度向上

i) 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。

ii) 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。

iii) 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。

iv) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。

v) 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

vi) システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

i) 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。

ii) 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを実施し、債権回収率の向上を図る。

iii) 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図るとともに、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して、2025(令和7)年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

【重要度：高】

2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

(1) データ分析に基づく事業実施

①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- i) 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ii) 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者の知見等も活用して実施する。
- iii) データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部が主催する統計分析研修等を積極的に受講するとともに、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取組、職員の分析能力の更なる向上を図る。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。

(2) 健康づくり

①保健事業の一層の推進

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

また、保健事業の効果的な推進を図るため協定を締結している5者協定（県、労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ）において協力・連携を図り、地域の実情に応じた取組を強化する。

■ 第3期保健事業計画（データヘルス計画）6年後に達成する目標：加入者のメタボリックシンドローム該当率を18.9%より低減する

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- i) 生活習慣病予防健診について、2023(令和5)年度に実施した自己負担の軽減及び2024(令和6)年度に実施した付加健診の対象年齢拡大をもとに関係機関と連携した受診勧奨の取組を行い、実施率の向上を図る。
- ii) 「健診・保健指導カルテ」等の活用により事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的かつ効率的なアプローチを行う。
- iii) 健診機関等との連携を強化し、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。
- iv) 加入者の健診受診機会の確保のため、生活習慣病予防健診の実施機関拡大に向けた取組を実施する。
- v) 事業者健診について、2025(令和7)年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。また外部委託を活用し、生活習慣病予防健診の受診がない事業所から事業者健診データを効率的に取得する。
- vi) 労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取得促進を図る。
- vii) 受診履歴や対象者の特性に応じた多様な受診勧奨を行い、実施率の向上を図る。
- viii) 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、被扶養者の利便性を考慮した会場による協会主催の集団健診を開催する。また集団健診開催にあたっては、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：216,397 人）
 - 生活習慣病予防健診 実施率 68.5%（実施見込者数：148,232 人）
 - 事業者健診データ 取得率 7.0%（取得見込者数：15,148 人）
- 被扶養者（実施対象者数：53,224 人）
 - 特定健康診査 実施率 32.0%（実施見込者数：17,032 人）
- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を 68.5%以上とする
 2）事業者健診データ取得率を 7.0%以上とする
 3）被扶養者の特定健診実施率を 32.0%以上とする

③特定保健指導実施率及び質の向上

- i）本部が策定した標準モデルに基づき、積極的支援対象者全員に利用案内を実施するなど、特定保健指導対象者への通知の徹底を図る。
- ii）保健師・管理栄養士の稼働の量的拡大を図るとともに、外部委託機関との適切な業務配分を行い、指導機会の確保を図る。
- iii）特定保健指導の外部委託を更に推進していくほか、健診当日に特定保健指導が実施できる健診機関の拡大に努める。
- iv）情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
- v）ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」や、市町村と共催した公共施設における「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応え特定保健指導利用者の増加を図る。
- vi）経年的に特定保健指導の利用がない事業所等に対し、保健師及び幹部職員の訪問による特定保健指導の利用勧奨により、実施率向上を図る。
- vii）事業所カルテを用いた事業所の健康づくりに関する相談・サポートを実施する。
- viii）2024（令和 6）年度から開始された第 4 期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、保健師・管理栄養士のスキル向上を図るため研修会を開催する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目

標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：37,964 人）
特定保健指導 実施率 35.6%（実施見込者数：13,515 人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,094 人）
特定保健指導 実施率 16.9%（実施見込者数：354 人）

■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を 35.6%以上とする
2）被扶養者の特定保健指導実施率を 16.9%以上とする

④重症化予防対策の推進

i）未治療者に対する重症化予防について、血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した従来の受診勧奨と併せ、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者に対する受診勧奨を、支部及び外部委託により実施し、確実に治療に繋げる取組を進める。

ii）早期に治療につなげるための取組として、健診当日の受診勧奨の外部委託を推進する。

iii）糖尿病の重症化予防について、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進める。

iv）沖縄県医師会と連携した 65 歳未満健康・死亡率改善プロジェクトを展開する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対

前年度以上とする

(※) 2025 (令和 7) 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- i) 健康経営宣言について、健康経営宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ii) うちな一健康経営推進団体としての宣言を商工会議所等に広く行っていただくことで、中小企業におけるうちな一健康経営宣言の拡大、及び健康づくりの取組の充実を図る。
- iii) 効果的な健康経営を推進していただくことを目的とした健康経営セミナー等を実施する。
- iv) 被扶養者の健診受診率向上を図るため、支部長・事業主の連名による健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を実施する。
- v) 沖縄県薬剤師会と連携した「禁煙サポート事業」の拡充を図る。
- vi) 健康経営宣言をした事業所について、取組内容に応じた支部独自の優良事業所認定制度（クガニ・シルガニ・アカガニ認定）を活用することで、健康経営宣言事業所の健康経営に関する質の向上を図る。
- vii) 健康経営宣言事業所に対して、包括的連携協定を締結している5者にて連携のうえ支援等の働きかけを行い、そこで得た成果や知見を広く事業主や加入者に周知することで、健康経営宣言を全県的に普及させるための活動の基盤とする。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を2,080事業所（※）以上とする

(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

(3) 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発や、新規適用事業所や健康保険委員研修会等でジェネリック希望シール及びリーフレットを配布する。

また、各種セミナーや健康イベント、加入者にとって身近な公共機関や銀行等といった場所でポスター掲示を行い、周知啓発を図る。

医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

2024(令和6)年度パイロット事業の取組結果を参考に、医療機関や関係者への働きかけを行うなど、使用促進事業を開始する。

iii) 上手な医療のかかり方

医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI : 1) ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース) (※) を年度末時点で##.##%以上とする

(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。

ii) 外部への意見発信や情報提供

健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。

また、支部で実施した医療費分析等の結果については、エビデンスに基づく効果的な意見発信として、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信としても活用する。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、各種広報物の作成及び配布、新聞広告の掲載、健康保険委員研修会など各種研修会における説明により、制度の周知広報を繰り返し丁寧に行っていく。

また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。

(4) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

①支部広報計画に基づき、健康づくりサイクルの定着やコラボヘルスをはじめ、インセンティブ制度、健康づくりや給付に関する各種手続き、制度改正等、加入者に広く周知すべき情報をタイムリーに発信する。

②具体的には、地域の特性を踏まえた地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載、新聞広告の掲載、ラジオを活用した広報等を実施する。

	③加入者に直接届けることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 ④健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の理解向上を目的とした研修をオンライン等で実施するほか、広報活動等により健康保険委員活動の支援を行う。 ⑤健康保険委員の未委嘱事業所のうち、一定数の被保険者を有する事業所及び課題の多い業態に属する事業所を中心として、健康経営宣言と併せた文書勧奨や事業所訪問等を行うことにより、委嘱者数のさらなる拡大と事業所の健康度向上を図る。 ■ KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47.9%以上とする 2）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 3）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	（1）人事制度の適正な運用 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 （2）更なる保険者機能の発揮に向けた人材育成 OJT を中心とした人材育成や、本部が主催する階層別研修、業務別研修の受講に加え、e ラーニングによる研修や自己啓発の支援等を通じて、保険者機能を一層発揮するための人材を育成する。 （3）働き方改革の推進 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタル対策等の取組を進め、協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育

成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。

（４）内部統制の強化

リスクの発生抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。

（５）個人情報の保護の徹底

①保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。

②個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

（６）法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

①協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

②コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。

（７）費用対効果を踏まえたコスト削減等

①調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。

②調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

③少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

④経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。

	■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--	--